加古川市重度障害者等就労支援特別事業

支給決定等通知書

年　　月　　日

　　　　　　　　　　　様

加古川市長

　　　年　　月　　日付けの申請について，

□　下記のとおり、支給決定を行いましたので、通知します。

□　下記の支給決定の取消しを行いましたので、通知します。

□　不支給決定を行いましたので、通知します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 決定（取消）日 | 年　　月　　日 |
| 取消・不支給決定を行った理由 |  |
| 支給決定者氏名 |  利用者氏名（（□ 同左）　　　　　　） |
| 支給期間 | 年　　月　　日 | ～ | 年　　月　　日 |
| 支給量 | 時間／月 |
| 報酬形態 | □ 重度訪問介護　　□ 同行援護　　□ 行動援護 |
| 利用者負担上限月額 | □ 37,200円　　□ 9,300円　　□ 4,600円　　□ 0円 |
| 雇用形態 | □ 被雇用　　□ 自営業 |
| 就労場所 | □ 雇用先　　□ 自宅内　　□ その他（　　　　　　） |
| サービス提供事業所 | （兼　利用者負担上限額管理者） |  |
|  |  |
| 特記事項 | 当該事業には受給者証が設けられていません。 |
| １　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、加古川市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、審査請求をすることができなくなります。２　この処分については、この処分があったことを知った日（上記１の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して６か月以内に、加古川市を被告として（訴訟において加古川市を代表する者は、加古川市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日（上記１の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して６か月以内であっても、この処分があった日（上記１の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決のあった日）の翌日から起算して１年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。 |

（問合せ先）